

規格・基準等の事前意図公告

〔貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。〕

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

下記のとおり、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行う予定ですので、お知らせします。ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件 名 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について
2. 対 象 品 目 自動車（関税番号 87.02、87.03 及び 87.04）
3. 趣旨及び目的 新たに搭載が義務化される装置について車検時に電子的な機能確認を行うため、OBD 検査の対象に追加する。
4. 施 行 予 定 日 2026 年 1 月
5. 意 見 提 出 先 国土交通省物流・自動車局自動車整備課
東京都千代田区霞が関 2-1-3（〒100-8918）
電話 03-5253-8111：内線 42424（自動車整備課）
FAX 03-5253-1639（自動車整備課）
6. 意見提出期限 通報開始日より 60 日後